

五十一 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
<p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p> <p>14-2-3の2</p> <p>.....<u>同条第29項</u>.....</p> <p>(割戻積立金の益金算入)</p> <p>14-2-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 割戻積立金を積み立てた事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)終了の日の翌日から2年を経過した日の前日において当該割戻積立金残額がある場合 その割戻積立金残額</p> <p>(協同組合等の特別の賦課金)</p> <p>14-2-9</p> <p>.....<u>翌事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下14-2-9において同じ。)</u>に繰り越されたため</p> <p>.....</p>	<p>(農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配)</p> <p>14-2-3の2</p> <p>.....<u>同条第27項</u>.....</p> <p>(割戻積立金の益金算入)</p> <p>14-2-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 割戻積立金を積み立てた事業年度の翌事業年度開始の日から2年を経過した日の前日において当該割戻積立金残額がある場合 その割戻積立金残額</p> <p>(協同組合等の特別の賦課金)</p> <p>14-2-9</p> <p>.....<u>翌事業年度に繰り越されたため</u>.....</p>

五十二 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p>	<p>(解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)</p>

14-3-9
措置法第45条の3第2項、第46条の2第2項、第46条の4、
 第47条、第47条の2又は第48条.....

(債権の弁済に代えて取得した新株又は出資若しくは基金の取得価額)

14-3-11
その取得又は引受けの時ににおける価額を当該新株又は出資若
 しくは基金の取得価額とする。

14-3-9
措置法第45条の3第2項、第46条の2第1項、第47条、第47
 条の2又は第48条.....

(債権の弁済に代えて取得した新株又は出資若しくは基金の取得価額)

14-3-11
その取得又は引受けの時ににおける価額を当該新株又は出資若
 しくは基金の取得価額とすることができる。

五十三 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(委託契約等による事業)</p> <p>15-1-2 (1) (2) (3)法第84条第1項《退職年金等積立金の額の計算》に規定 する厚生年金基金契約等又は法附則第20条第1項《退職年金等積立金に対 する法人税の特例》に規定する適格退職年金契約に係る信託を除く。)をし ている場合において、.....</p> <p>(収益事業の所得の運用)</p> <p>15-1-7 (注)法第37条第5項.....</p>	<p>(委託契約等による事業)</p> <p>15-1-2 (1) (2) (3)法第84条第1項《退職年金等積立金の額の計算》に規定 する適格退職年金契約等に係る信託を除く。)をしている場合において、</p> <p>(収益事業の所得の運用)</p> <p>15-1-7 (注)法第37条第4項.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭貸付業に該当しない共済貸付け)</p> <p>15-1-15 公益法人等が、その組合員、会員等の拠出に係る資金を主たる原資とし、当該組合員、会員等を対象として金銭の貸付けを行っている場合において、その貸付けに係る貸付金の利率がすべて年 7.3% (契約日の属する年の措置法第93条第1項《利子税の割合の特例》に規定する特例基準割合が年 7.3%未満である場合には、当該特例基準割合。以下15-1-15において「基準割合」という。)以下であるときは、当該組合員、会員等に対する金銭の貸付けは、15-1-14にかかわらず、令第5条第1項第3号《金銭貸付業》の金銭貸付業に該当しないものとして取り扱う。当該貸付けに係る貸付金の利率が変動金利である場合には、当該貸付けに係る契約期間における金利がおおむね基準割合以下となるときに限り金銭貸付業に該当しないものとして取り扱う。</p>	<p>(金銭貸付業に該当しない共済貸付け)</p> <p>15-1-15 公益法人等が、その組合員、会員等の拠出に係る資金を主たる原資とし、当該組合員、会員等を対象として金銭の貸付けを行っている場合において、その貸付けに係る貸付金の利率がすべて年 7.3%以下であるときは、当該組合員、会員等に対する金銭の貸付けは、15-1-14にかかわらず、令第5条第1項第3号《金銭貸付業》の金銭貸付業に該当しないものとして取り扱う。</p>
<p>(医療保健業の範囲)</p> <p>15-1-56 令第5条第1項第29号《医療保健業》の医療保健業には、療術業、助産師業、看護業、歯科技工業、獣医業等が含まれる。</p>	<p>(医療保健業の範囲)</p> <p>15-1-56 令第5条第1項第29号《医療保健業》の医療保健業には、療術業、助産婦業、看護業、歯科技工業、獣医業等が含まれる。</p>
<p>(オープン病院等の健康保険診療報酬の額に準ずる額)</p> <p>15-1-63の2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....厚生労働省通達により算定される額</p>	<p>(オープン病院等の健康保険診療報酬の額に準ずる額)</p> <p>15-1-63の2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....労働省通達により算定される額</p>